

議会改革推進特別委員会調査事項報告書

令和 7 年 9 月 12 日

江田島市議会議会改革推進特別委員会

議会改革推進特別委員会調査事項報告書

1 はじめに

江田島市議会では、令和6年第1回定例会において、議会改革推進特別委員会設置に関する決議により、議会改革推進特別委員会が設置され、調査事項として次の3項目が示された。

- (1) 議会基本条例の検証に関する事項
- (2) 議員の定数及び報酬に関する事項
- (3) 議会活動の活性化に関する事項

2 委員会活動報告

令和6年3月14日議会改革推進特別委員会設置から令和7年7月30日まで、20回の委員会を開催し、調査事項の調査・検討・協議を行い、その結果を「3 調査事項」のとおり取りまとめた。

3 調査事項

(1) 議会基本条例の検証に関する事項

区分	見出し	検 証 結 果
第1条	目的	適切に運用されており、これまでどおり取り組む。改正の必要はなし。
第2条	議会の活動原則	適切に運用されており、これまでどおり取り組む。改正の必要はなし。
第2条の2	災害時の議会対応	新たに追加する。 【条文】 第2条の2 議会は災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。 2 災害時の議会の行動基準については、別に定める。
第3条	議員の活動原則	適切に運用されており、これまでどおり取り組む。改正の必要はなし。
第3条の2	議長の責務	新たに追加する。 【条文】 第3条の2 議長は、二元代表制の一翼を担う議会を代表し、中立かつ公正な職務の遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。
第4条	会派	適切に運用されており、これまでどおり取り組む。改正の必要はなし。
第5条	市民参加及び市民との連携	適切に運用されているが、更なる取組が必要である。改正の必要はなし。 【今後取り組むべき内容等】 ・会議の公開については、委員会中継及び委員会会議録の公開を行う必要がある。
第6条	議会報告会	適切に運用されているが、更なる取組が必要である。改正の必要はなし。 【今後取り組むべき内容等】 ・多くの市民が参加できるような仕組みづくりが必要である。 ・議会側から出前講座を積極的に行うアクションが必要である。
第7条	議員と市長等執行機関の関係	適切に運用されているが、更なる取組が必要である。改正の必要はなし。 【今後取り組むべき内容等】 ・議員による文書質問や市長への要請については、これまで十分に活用されていないため、今後はこれらの制度を議員へ周知、積極的に活用していく取組が必要である。
第8条	議会審議における論点情報の形成	適切に運用されているが、更なる取組が必要である。改正の必要はなし。 【今後取り組むべき内容等】 ・委員会での自由討議の場を活用し、議論を深めていく取組が必要である。 ・常任委員会が YouTube で公開されるようになったため、録画を振り返ることで論点の整理を行い、討議・討論の充実を図る必要がある。
第9条	予算及び決算における政策説明	適切に運用されており、これまでどおり取り組む。改正の必要はなし。
第10条	議会の合意形成	適切に運用されているが、更なる取組が必要である。改正の必要はなし。 【今後取り組むべき内容等】 ・議員自らが調査・研究を進め、委員会での議論を活発化させることにより、議論の質を高めていく必要がある。

第 11 条	政策討論会	適切に運用されておらず、改善が必要である。改正の必要はなし。 【今後取り組むべき内容等】 ・政策討論会の実施に向けて、議会運営委員会で具体的な検討を行う必要がある。
第 12 条	委員会の活動	適切に運用されているが、更なる取組が必要である。改正の必要はなし。 【今後取り組むべき内容等】 ・各常任委員会において、出前講座の積極的な実施に取り組む必要がある。
第 13 条	政務活動費の執行及び公開	適切に運用されており、これまでどおり取り組む。改正の必要はなし。
第 14 条	議員研修の充実強化	適切に運用されておらず、改善が必要である。改正の必要はなし。 【今後取り組むべき内容等】 ・条例どおり、年 1 回は開催するものとする。 ・研修の目的を明確にし、その目的に沿った講師選定や研修手法を検討する。 ・市内の各種機関（福祉、防犯、防災関係機関など）と連携し、研修内容の充実を図る。
第 15 条	議会事務局の体制整備	適切に運用されているが、更なる取組が必要である。改正が必要である。 【今後取り組むべき内容等】 ・議員活動の支援として事務局の体制整備に努める必要がある。 ・議長は体制整備の主導的な役割を担う。（条文の「議長は」は現行のとおりに。） 【条文改正】（下線部分の改正） 第 15 条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努める。（現行条例：を図るものとする。） ・体制整備は、職員数等さまざまな要因を考慮しながら市長部局との調整を行うため、「を図るものとする」より「に努める」の方が適切である。
第 16 条	議会図書室の利用	適切に運用されておらず、改善が必要である。改正の必要はなし。 【今後取り組むべき内容等】 ・他の自治体における議会図書室の取組事例を調査研究する。 ・一般市民への利用を促すため、議会図書室の存在や利用方法について、広報活動を行う。 ・市内の図書館と連携を取りながら、有効活用を検討する。
第 17 条	議会広報の充実	適切に運用されているが、更なる取組が必要である。改正の必要はなし。 【今後取り組むべき内容等】 ・議会広報特別委員会の常任委員会化について検討する。 ・市民の関心を高めるための取組を検討する。 ・特別委員会における YouTube 配信の実施について検討する。
第 18 条	議員の政治倫理	適切に運用されており、これまでどおり取り組む。改正の必要はなし。
第 19 条	議員定数	「3 調査事項 (2) ア 議員の定数」のとおりに。
第 20 条	議員報酬	「3 調査事項 (2) イ 議員の報酬」のとおりに。
第 21 条	最高規範性	適切に運用されておらず、改善が必要である。改正の必要はなし。 【今後取り組むべき内容等】 ・議員改選後の基本条例の研修が開催されていない場合があるため、実施する。 ・研修会の具体的な実施方法（研修の対象者、実施者、内容、頻度など）を検討する必要がある。※議会運営委員会で検討が必要。
第 22 条	継続的な検討	適切に運用されておらず、改善が必要である。改正の必要はなし。 【今後取り組むべき内容等】 ・現在の議会改革推進特別委員会を常設の委員会とするなど、継続的に検討を行える体制を整備する必要がある。 ・定期的に評価、検証を実施する必要がある。

(2) 議員の定数及び報酬に関する事項

ア 議員の定数

議員定数は、現行の 16 人が適当と考える。

(ア) 議員定数を 16 人とする理由等

次回改選時でのあるべき議員定数を調査するにあたり、類似団体の状況及び議会基本条例の原則から、議員定数に影響があるものについて検討を行った。

開かれた議会を目指し、市民の多様な意見を基に政策提言、政策立案等の強化に努め、適正な市政運営が行われているかを監視し評価することは、一定の議員定数が必要である。

定数削減は、市民と議会との距離が遠いものとなり、市民の声を市政に反映できない状況を作り出すことになる。市民アンケートでは、定数削減の回答も多く見られたものの、議会及び議員の使命は、住民の声を市政に反映することであり、市民サービスと行政運営の安定を図りつつ、市政の現状に対応できる議会を維持するため、現在の定数 16 人を維持するものとする。

(イ) 現状維持の適切性

本市では年間 500 人程度の人口減少があるため、これに比例して議員数も削減すべきとの意見もあるが、本市特有の点在する集落において、定数削減により議員不在の地域が増え、幅広い市民意見の聴取が難しくなる。

本市議会では、総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会による、二つの常任委員会（全議員で構成する予算決算常任委員会を除く。以下項目（2）において同じ。）を基本とした委員会主義で議論を行っており、定数は各 8 人である。一般的な会議の適正人数といわれる 7～8 人の範囲内であることから適切と考えられる。

また、類似団体との比較においても適切な定数範囲と考えられる。

a 合併時からの定数見直し状況

（表 1）議員定数の変遷

適用時期	議員定数	住基人口	備 考
平成 17 年改選時	26 人	30,211 人	H17.4.1 時点
平成 21 年改選時	20 人	27,778 人	H21.4.1 時点
平成 25 年改選時	18 人	26,004 人	H25.4.1 時点
令和 3 年改選時	16 人	21,862 人	R3.4.1 時点

※平成 24 年 7 月 9 日から外国人住民も住民基本台帳制度の適用対象となっている。

b 類似市の議員定数と比較した場合

県内人口 3 万人以下の大竹市、竹原市、安芸高田市及び本市の 4 市と全国類似団体 31 市（本市含む。）で比較する。

近隣類似団体（4 市）の議員定数は平均 15.5 人であり、全国類似団体（31 市）では、平均 15.3 人となっている。

本市の面積は、類似団体と比較して小さいが、島しょ部という集落が分散している特殊事情がある。

財政状況としては、歳出規模が類似団体と比較して小さいが、議会の役割は事業内容やその効果をチェックするものであることから、比較については難しい。

全国類似団体では、2 常任委員会以上が 31 市中 30 市であった。

現在の本市の事業数では、業務の負担を増やすことなく、議員の多様な意見を反映するため、一般的に言われている会議の適正人数 7～8 人を基準とし、2 常任委員会を維持する。

よって、本市は類似団体の状況を鑑み議員定数は 16 人を適当とする。

(表2) 人口3万人以下広島県内4市の議員定数等

市名	人 口 (人)	R5. 12. 31 現在の議員 定数(人)	R4. 10. 1 現在の面 積(k m ²)	歳出総額(千円) (R4 普通会計決算)
大竹市	25,733	16	78.66	16,635,373
竹原市	23,060	14	118.23	13,733,453
安芸高田市	26,603	16	537.71	20,438,072
江田島市	20,996	16	100.72	15,349,764
平均	24,098	15.5	208.83	16,539,165

全国市議会議長会調査結果抜粋(令和5年12月31日現在)

普通会計とは、公営事業会計以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたものをいい、総務省の地方財政状況調査(面積、歳出総額を抜粋)に係る会計区分

(表3) 人口1万5千人から2万5千人までの全国類似団体31市の議員定数調査表

都道府県	市 名	人 口 (人)	R5. 12. 31 現在の議員 定数(人)	R4. 10. 1 現在の面 積(k m ²)	歳出総額(千円) (R4 普通会計決算)
北海道	美唄市	18,976	14	277.69	19,107,822
	士別市	16,869	15	1,119.22	17,339,012
	紋別市	20,256	16	830.67	43,786,396
	根室市	23,006	16	506.25	48,070,865
	深川市	18,761	14	529.42	19,912,306
	富良野市	19,940	16	600.71	16,931,913
岩手県	陸前高田市	17,644	16	231.94	24,368,769
	二戸市	24,865	18	420.42	19,192,491
秋田県	男鹿市	24,021	16	241.09	17,631,335
	仙北市	23,441	16	1,093.56	22,063,488
石川県	輪島市	23,118	15	426.35	21,524,921
長野県	飯山市	19,215	16	202.43	16,414,358
三重県	鳥羽市	16,838	13	107.34	12,965,604
和歌山県	御坊市	21,540	14	43.91	16,590,903
広島県	江田島市	20,996	16	100.72	15,349,764
山口県	美祢市	21,478	16	472.64	18,503,634
高知県	宿毛市	18,869	14	317.16	19,000,505
	安芸市	15,900	14	135.20	17,190,733
	須崎市	19,829	14	286.17	14,814,542
	香美市	25,000	18	126.46	19,980,811
佐賀県	多久市	17,483	15	96.56	15,179,036
長崎県	松浦市	20,983	16	130.55	20,174,730
	壱岐市	24,357	16	139.42	23,444,825
熊本県	上天草市	24,285	16	126.67	20,487,805
	阿蘇市	24,526	18	376.30	18,616,441
大分県	竹田市	19,380	16	477.53	19,950,353
宮崎県	串間市	16,516	13	294.92	15,147,200
	えびの市	17,522	14	282.93	14,221,431
鹿児島県	枕崎市	19,235	12	74.78	15,028,076
	阿久根市	18,538	14	134.28	13,526,604
	伊佐市	23,333	16	392.56	19,110,766
平均		20,539	15.3	341.80	19,858,950

全国市議会議長会調査結果抜粋(令和5年12月31日現在)

(ウ) 委員会での意見

〔現状維持の意見〕

- ・ 1 常任委員会につき 7～8 人が定数基準と考え、類似団体と比較しても定数 16 の市が最多である。
- ・ 類似団体と比較すると、市の面積は狭小であるが、集落が分散しているという特殊事情がある。人口が減少しても、市の課題は減少しておらず、増加傾向にあり、安定したサービスのためには減らさない方がよい。
- ・ 本市議会は、委員会主義に切り替えたばかりであり、委員会を中心とした深い議論を継続するためには、当面は現状の定数を確保していく必要がある。
- ・ 議員数の減少で、多様な意見や地域の声が、議会に反映されにくくなることが考えられる。
- ・ 議員数が少ないと、業務負担が増加し、議員の過労や議論の質の低下が懸念される。
- ・ 一定の議員数があることで、行政に対する監視機能が強化され、多様な視点から行政の進捗状況をチェックすることができるため、不正や不適切な行為を防ぐ効果がある。
- ・ 少子高齢化で多様化する社会の中で、議員が少なければ少ないほど、その声が届きにくくなるということが考えられる。
- ・ 団体代表へのアンケートでは、定数削減の意見が多くあるが、その理由は「議会が何をしているのか分からない。」とのことであることから、議会がしっかり活動していることを理解してもらうことで現状維持としたい。
- ・ 議員活動の中で市民の方に聴くと、定数減となると市民の声が届きにくくなるという意見がある。

〔定数削減の意見〕

- ・ 議員は市民の代表であり、人口が減少すれば議員定数は変わる。
- ・ 財政負担の軽減や意思決定の迅速化が図られる。
- ・ 常任委員会で議論が進むには最低 7 人での構成は必要といわれており、二つの常任委員会によれば 14 人になる。
- ・ 1 常任委員会につき 7～8 人が定数基準であり、類似団体においても議員定数の平均値はおおむね 15 人である。
- ・ 市の公式 LINE の活用など、市民の声を届けるツールはできており、地域の声が届きやすくなっている。
- ・ 2 人削減し、議員定数 14 人の少数精鋭で議会基本条例の目的である市民に開かれた議会を目指し、議会改革を進めることで市民の理解を得なければならないと考える。
- ・ 本市の人口は、毎年 500 人程度減少しており、定数減とすべきだが、一度に 2 人減では影響が大きいため 1 人減の 15 人がよいのではないか。
- ・ 団体代表へのアンケートや地域の方の話では、定数 14 人が一番多く、市民の声をしっかりと受け止め、議会だけで決めるのではなく市民の意見の反映のある議会としたい。

イ 議員の報酬

議員報酬は、現状維持が適当と考える。

(ア) 理由

- ・ 広島県内 14 市の中で、本市の議員報酬は最も低い額である。
- ・ 人口 1 万 5 千人から 2 万 5 千人までの全国 31 市の議員報酬を比較した場合、本市の議員報酬は平均的位置にある。

【平均報酬額】 議長 396,984 円 副議長 340,548 円 議員 316,355 円/人

(表4) 人口1万5千人から2万5千人までの全国類似団体31市の議員報酬調査表

都道府県	市 名	報酬月額 (円)		
		議長	副議長	議員
北海道	美唄市	409,000	351,000	323,000
	士別市	361,000	317,000	295,000
	紋別市	440,000	400,000	360,000
	根室市	405,000	340,000	315,000
	深川市	400,000	350,000	325,000
	富良野市	382,000	337,000	310,000
岩手県	陸前高田市	380,000	330,000	300,000
	二戸市	380,000	318,000	301,000
秋田県	男鹿市	402,000	360,000	344,000
	仙北市	375,000	328,000	312,000
石川県	輪島市	489,000	412,000	391,000
長野県	飯山市	342,000	287,000	264,000
三重県	鳥羽市	443,000	375,000	335,000
和歌山県	御坊市	460,000	410,000	390,000
広島県	江田島市	410,000	355,000	325,000
山口県	美祢市	400,000	340,000	300,000
高知県	宿毛市	405,000	340,000	315,000
	安芸市	385,000	335,000	315,000
	須崎市	375,000	320,000	300,000
	香美市	390,000	330,000	285,000
佐賀県	多久市	441,000	371,000	345,000
長崎県	松浦市	413,000	340,000	322,000
	壱岐市	380,000	330,000	300,000
熊本県	上天草市	363,000	333,000	314,000
	阿蘇市	405,500	348,000	323,000
大分県	竹田市	402,000	362,000	340,000
宮崎県	串間市	365,000	322,000	310,000
	えびの市	357,000	315,000	304,000
鹿児島県	枕崎市	370,000	292,000	275,000
	阿久根市	409,000	326,000	303,000
	伊佐市	368,000	283,000	266,000
平均		396,984	340,548	316,355

全国市議会議長会調査結果抜粋(令和5年12月31日現在)

(イ) 委員会での意見

〔現状維持の意見〕

- ・本市の議員報酬は、県内の市では最低水準であるが、類似団体の中では平均を上回っている。
- ・近年の物価や賃金上昇の傾向から、報酬の据え置き（現状維持）は実質的には減額（マイナス）と考えられる。
- ・市の厳しい財政状況や市内の経済状況等を勘案すると、現状維持が望ましい。
- ・市議会議員選挙で立候補者が少なく、選挙にならなかったことはないことから、成り手不足という状況ではない。本市議会も若い議員が増えている。
- ・物価高などにより、市民生活に与えている影響なども考慮し、現状維持が妥当である。

- ・委員会主義への移行に伴う正副委員長の業務量の増加による報酬の加算は、慎重であるべきと考える。
- ・正副委員長報酬は県内自治体や全国類似団体からも少数派であり、財政面を考慮すると現時点では現状維持とする。

〔報酬増額の意見〕

- ・議員報酬は、平成 26 年から見直しがされておらず、約 10 年間据え置きとなっている。
- ・現在の物価高騰や賃金上昇の社会経済状況も考慮すべきである。
- ・議会活動が活発化しており、若い世代が家族を養いながら安心して議員活動に専念できる環境や、開かれた議会を促進するための立候補しやすい環境整備が重要である。
- ・議員には扶養手当や住居手当のほか、退職金制度もなく、当選しなかった場合の経済的保証は何もない。
- ・現在の議員報酬は、県内の市では、最低水準である。
- ・委員長の役割の重要性や業務量からも委員長報酬は考慮すべきである。

(3) 議会活動の活性化に関する事項

本委員会において、次の事項を検討課題として抽出し、意見集約をした。

ア 広報・広聴の充実

(ア) 調査目的

広報・広聴活動の充実による議会の活性化

(イ) 調査理由

議会の活動を、広く市民に周知するための具体的な方法を検討する。

(ウ) 調査・検討結果

情報発信の方法として、パンフレットやポスターを利用し、多くの市民に、議会への関心を喚起していく。パンフレットやポスターは、市民に議会活動が広く、分かりやすく伝わるよう検討する。また、現在 YouTube 配信をしている 3 常任委員会に加えて、市民の関心が高いと考えられる、全員協議会の配信を検討する必要がある。

今後、広報・広聴を充実させるための体制整備として、議会広報特別委員会の常任委員会化を検討する必要がある。

イ 議論の活発化、質の向上

(ア) 調査目的

議論の質を高めることによる議会の活性化

(イ) 調査理由

継続的に検討を行える体制の整備。

(ウ) 調査・検討結果

委員会における調査の方法や、自由討議の進め方を検討する必要がある。

議会基本条例の検証を定期的に行うために、議会改革推進特別委員会の継続設置について検討する。

ウ ペーパーレス化

(ア) 調査目的

ペーパーレス化の効果

(イ) 調査理由

ペーパーレス化を図る取組

(ウ) 調査・検討結果

タブレットによる一斉通知や情報提供についての活用は効果が認められる。

今後、更なるペーパーレス化を目指し、タブレット機能の向上・充実を図り、ペーパーレス化を進めると同時に議会 DX の在り方を研究していく。

(4) 今後の取組

ア 継続協議

次の3項目については、議会運営委員会又は各常任委員会で引き続き協議をお願いしたい。

(ア) (3)議会活性化に関する事項のア～ウについて

(イ) 市民懇談会（議会報告会）について（実施方法の改善等）

(ウ) 出前講座の進め方について（効果的な出前講座の実施等）

イ 基本条例の検証の対応

基本条例の検証の結果、今後取り組むべき内容として整理されたものについて、さらに検討を深めていくこと。

4 委員会開催状況と協議内容

区 分	開 催 日 等	検討項目・協議内容等
	令和6年3月14日	令和6年2月定例会において、「議会改革推進特別委員会」を設置し、6人の委員を選任
第1回	令和6年5月14日	(1) 正副委員長の互選 (2) 活動計画について
第2回	令和6年5月30日	議会基本条例の検証について (第19条及び第20条の検証について)
第3回	令和6年6月13日	(1) 第19条の検証について (2) 第20条の検証について
第4回	令和6年7月12日	(1) 第1条から第5条の検証について
第5回	令和6年8月8日	(1) 「議長の責務」について (2) 会派代表者質問について (3) 議員定数及び報酬について
第6回	令和6年8月28日	議員定数について
第7回	令和6年10月7日	(1) 議員定数について (2) 議員報酬について (3) 意見聴取方法について
第8回	令和6年10月24日	(1) 議員定数に係る資料について (2) 議員報酬について
第9回	令和6年11月12日	(1) 議員定数資料について (2) 議員報酬について
	令和6年11月18日 ～ 令和6年12月2日	市議会議員定数及び議員報酬に係る意見の聴取の実施 (団体代表へのアンケート調査) 【対象者数 38人 回答者数 26人】
第10回	令和6年12月10日	(1) 議員定数及び議員報酬に係るアンケート調査結果集計について (2) 議員定数について (3) 議員報酬について
第11回	令和7年1月23日	(1) 議員定数について (2) 議員報酬について (3) 委員長の辞任について
第12回	令和7年1月31日	(1) 議員定数について (2) 議員報酬について (3) 委員長の辞任について

第 13 回	令和 7 年 2 月 7 日	(1) 委員長の辞任について (2) 正副委員長の互選 (3) 中間報告について (4) 議会基本条例の検証について (5) 今後のスケジュールについて
第 14 回	令和 7 年 3 月 26 日	議会基本条例（6 条から 10 条）の検証について
第 15 回	令和 7 年 4 月 11 日	議会基本条例（13 条から）の検証について
第 16 回	令和 7 年 4 月 28 日	(1) 議会基本条例（21 条から）の検証について (2) 議会活動の活性化について
第 17 回	令和 7 年 5 月 14 日	(1) 議会基本条例の検証結果について (2) 議会活動の活性化について
第 18 回	令和 7 年 5 月 27 日	議会活動の活性化について
第 19 回	令和 7 年 6 月 30 日	(1) 調査事項報告書（案）について (2) 議会基本条例の一部を改正する条例（案）について
第 20 回	令和 7 年 7 月 30 日	(1) 調査事項報告書（案）について (2) 調査事項報告後の検討事項について

議会改革推進特別委員会 委員名簿

委員長 浜西 金満

副委員長 平川 博之

委員 岡野 数正

委員 長坂 実子

委員 平本 美幸

委員 筧 本 語

○正副委員長在任期間

【令和6年5月14日～令和7年2月7日】

- ・委員長 岡野 数正
- ・副委員長 浜西 金満

【令和7年2月7日～令和7年10月31日】

- ・委員長 浜西 金満
- ・副委員長 平川 博之